

緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者などに、緊急通報装置を貸与します。急病や災害などの緊急時に緊急ボタンを押すだけで、自動的に事前に登録した近隣者や消防署に急を告げることができます。

1 対象者 市内に住所を有し、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び重度の身体障害者で、次の要件を備える方

(1) 固定電話をNTT西日本のアナログ回線で契約されている方

※光電話、ISDN回線で契約されている場合は利用できません。

(2) ひとり暮らしの高齢者については、近隣(同一自治会内)に扶養義務者のない方

(3) 重度の身体障害者については、外出困難な方

(4) 所得税非課税世帯

※ 所得税課税世帯の方も設置工事費(3,000円前後)及び毎月の装置使用料(月額418円税込)を負担することにより貸与可能です。

2 貸与機種 NTT シルバーホンあんしんSV(ペンダント式無線送信機あり)

3 費用

(1) 装置使用料は、市が負担をします。

(2) 設置工事費(3,000円程度)は、回線契約者負担です。

・ 受信者変更の場合も、回線契約者負担による工事費が必要です。

(3) 回線使用料、通話料などは、従来どおり回線契約者負担です。

4 受信者 近隣(同一自治会内)で3名の受信協力者が必要です。

5 申込方法 申請書に必要事項を記入、押印の上、高齢者支援課に提出してください。申請受付後、綾部市からNTTに工事の依頼をしますので、設置まで2~3週間程度かかります。

6 お問い合わせ 綾部市役所 高齢者支援課 高齢者福祉担当
☎42-4259(直通)

緊急通報装置について

① 緊急通報ボタン

貸与する機器本体とペンダント式の無線送信機にそれぞれボタンがあります。
※ペンダント式は、本体から見通し50mの範囲内でご使用いただけます。

② 緊急通報受信体制

緊急通報装置の貸与を受けられる方は、3名の受信協力者（以下受信者）を選定していただき、緊急時の受信及び状況確認についての依頼をお願いします。

受信者は、緊急通報を受信した時、直ちに状況確認の上、消防署等に連絡するなど、状況に応じた対応をするものとします。

③ 緊急ボタンを押した際に通報される緊急メッセージ

緊急ボタンを押すと電話がかかり、あらかじめ設定した電話番号に緊急メッセージを自動発信します。受信者が話し中または不在のときは、次の受信者へ順次自動転送します。

※留守番電話や、FAXで着信してしまうと、次に転送できません。受信者の方はご注意願います。

(20秒ごと)

- ・ 受信者には次のメッセージが流れます
「こちらは〇〇-〇〇〇〇（電話番号）です。緊急通報、緊急通報」
- ・ 第1受信者（近隣者）⇒ 第2受信者（近隣者）⇒ 消防本部
※21秒以上話し中、不在の時には順次転送します。
- ・ 消防本部に通報が入った場合は、救急車が出動するとともに、確認者（第3受信者）に状況確認の要請をします。

④ 注意事項

利用者 ○共同電話をご利用の場合は、緊急通報装置の設置ができません。

○ISDN回線、光電話を利用されている方は利用できません。

○ペースメーカーを使用されている方はペンダント式の無線送信機を装着部位から22cm以上離してご利用ください。

受信者 ○留守番電話機能は使用できません。※留守電で受けると次へ転送しないため。

○携帯電話は受信先に設定できません。

○FAX付電話機は受信設定ができない場合があります。

○操作ミスや故障、ネコ等の小動物の接触による誤作動が発生する場合があります。緊急通報受信時には利用者宅の確認をお願いします。